

貸与型奨学金で求められる「保証」、知っていますか？

●JASSOの謝罪文

1月22日、(独)日本学生支援機構(以下、JASSO)のホームページに「『分別の利益』に係る誤った案内と返金について」という謝罪文が掲載されました。

JASSOの貸与型奨学金を借りるときは、「機関保証」「人的保証」のいずれかを求められます。人的保証では、連帯保証人と保証人を1人ずつ選任しますが、もし奨学生本人が返還不能になった場合、連帯保証人は残額全額の返還義務を負います。

一方で保証人は、自分の責任分しか返還義務を負わなくていいことになっています(「分別の利益」)。ところがJASSOは、それを超える過大な請求していたということです。

冒頭に挙げた文書は、これに対する謝罪と、返還の必要がなかった額を保証人に返金するために公表されたものです。

JASSOの事業は、わが国の奨学金事業の88%を占め、4割近くの学生が利用しています。そして、借り入れに際し求められる「保証」は、約半数が人的保証を選択しています。

JASSOの対応は適切でなかったものの、上記のような問題が生じている背景には、保証を引き受けた人自身も、連帯保証人と保証人の責任や違いなどをよく理解していないケースもありそうです。

JASSOの保証制度の概要と、それぞれのメリット・デメリットについて整理してみましょう。

●人的保証制度の概要

人的保証とは、学生自身がJASSOの定める選任条件を満たす人に依頼をし、連帯保証人および保証人を引き受けてもらうことです。

連帯保証人は文字通り、奨学生本人と連帯して、奨学生と同様に全額の返還責任を負います。選任できる

のは原則として父母です。

一方、保証人は奨学生と連帯保証人が返還できなくなったときに、代わりに返還責任を負います。保証人に選任できるのは原則として叔父・叔母・兄弟姉妹など。4親等内かつ別生計、65歳未満の親族です。

前述したように、保証人には民法で規定されている「分別の利益」という権利があります。義務を負う金額は、債務額を連帯保証人も含めた保証人の数で割った額。JASSOとの契約では、連帯保証人と保証人は1人ずつなので、債務額が400万円なら、保証人が返還の義務を負うのは200万円になります。連帯保証人と異なり、残額全額の返還義務はありません。規定を超える過大な請求を受けたら、保証人である自分が「分別の利益」を有していることをJASSOに申し出て、請求額の減額を求められます。

届け出た連帯保証人および保証人は原則変更できません。家族や親類を巻き込む深刻な事態にならないよう、頼む方も頼まれる方も、人的保証の責任の範囲を知り、慎重に考えたいところです。

なお、連帯保証人・保証人が死亡したり、選任条件を満たさなくなった場合は、別の人の選任が必要です。

●機関保証制度の概要

機関保証制度とは、保証機関(「(公財)日本国際教育支援協会」)に一定の保証料を支払い、連帯保証を受けるものです。保証期間は貸与の始期から返還完了まで、保証の対象となるのは元金、利息および延滞金です。

将来、延滞した場合は、奨学生に代わり、保証機関がJASSOに代位弁済します。奨学生は、その後はJASSOではなく保証機関に返還することになりますが、そこで返還不能となった場合でも、人的保証と異

なり、親や親戚に返還請求がなされることはありません。

月額保証料は、奨学金の種類や貸与金額等で変わります。たとえば大学4年間、月額4万円の第2種奨学金の貸与を受けた場合は約1500円。毎月の奨学金の貸与額から差し引かれます。

なお、返還中に奨学金を繰り上げ返還して返還期間が短縮したり、返還が完了した場合、支払った保証料の一部が戻されることがあります。

機関保証制度は2004年から開始され、利用者が年々増えてきました。2018年4月の奨学生は、約半数が機関保証を選択しています。

人的保証と違って保証料がかかるため、奨学生には負担増です。それでも、不測の事態で奨学金を返還できず、親子や親戚で連鎖破産に陥るといった深刻な事態が回避できるメリットは大きいと思います。

新聞報道によると、財務省と文部科学省は2020年春にJASSOの貸与型奨学金の制度を見直す検討に入っており、人的保証を廃止し、機関保証に一本化する方針です。

●困りそうなら救済制度を活用

奨学金の返還は、貸与終了の翌月から7か月目に始まります。延滞が発生すると、割賦金の額に対し、年5%の延滞金が賦課されます。長期にわたって延滞した場合、未返還額や利息および延滞金について、全額一括返還請求が来ることになります。

返還が難しくなりそうなら、早い段階で救済制度の活用を考えましょう。月々の返還額を2分の1または3分の1にして返済する「減額返還制度」は、最長15年まで延長が可能です。返還期間は長くなりますが、利息の支払額は変わりません。また、一定期間返還を猶予する「返還期限猶予制度」は、通常は10年を上限に返還を先に延ばすことができます。猶予中に新たな利息は掛かりません。

(クルー 清水香)